

のとする。

- 検査後の血清検体は凍結し1か月間保存すること。性器クラミジア・淋菌の検体は冷蔵し2週間保存すること。

7-2 検査方法

- 性器クラミジア・淋菌…核酸増幅検査を行う。
- 梅毒…TP 抗原を用いた定量（もしくは半定量）梅毒検査及びカルジオリピン抗原を用いた定量（もしくは半定量）梅毒検査（STS 検査：RPR 法）を行う。
- HBs 抗原検査…凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。
- HCV 抗体検査…HCV 抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いて、HCV 抗体の検出を行い、陽性又は陰性の別を判定すること。
- HTLV-1 抗体検査…CLIA 法で行う。
- HIV 抗原・抗体検査…CLIA 法で行う。
- HIV-1/2 抗体確認検査（免疫クロマト法）…HIV 抗原・抗体検査が陽性（判定保留）の場合、確認検査を実施する。

7-3 結果通知

- 検査結果は、岡山市が付番した検体番号ごとに岡山市に報告する。
- 検査結果の報告は検査日から起算した5日後の日（土曜日、日曜日及び国民の祝日（以下「土曜日等」という。）に当たる場合は直後の土曜日等でない日）の16時までに行うこと。ただし、HIV-1/2 抗体確認検査（免疫クロマト法）の報告については、検査日から起算した10日後の日（土曜日等に当たる場合は直後の土曜日等でない日）の16時までに行うこと。
- 報告はFAX等の写しでも差し支えないが、後日、原本を提出すること。
- やむを得ない理由により、期限内の報告が困難な場合は、検体採取日までに担当者と協議し了承を得ること。

8. 検査票及び結果報告様式

- 検査票は岡山市の定める様式によるが、独自様式を使用してもよい。
- 独自様式を使用する場合は、契約後すみやかに様式見本を岡山市へ提出すること。

9. 手数料の算定

本契約は単価契約とし、次の①～⑤の合計金額を支払うものとする。

- ①性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の単価に検体数を乗じた金額
- ②梅毒検査は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に0.3を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額

- ③HBs 抗原検査の単価は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に 0.1 を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額
- ④HCV 抗体検査の単価は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に 0.4 を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額
- ⑤HTLV-1 抗体検査の単価は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に 0.3 を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額
- ⑥HIV 抗原・抗体検査の単価は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に 0.6 を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額
- ⑦HIV-1/2 抗体確認検査の単価は性器クラミジア・淋菌核酸増幅検査の落札金額に 6.2 を乗じた金額（円未満に端数を生じた場合は切り捨て）に検体数を乗じた金額

10. 手数料の支払い

岡山市は、提出された内容を点検し正当と認めた時には、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に、受託者に請求額を支払うものとする。なお、請求は月ごとに行うものとする。

11. 業務の調査

受託者は検査等の実施にあたり、第三者機関による精度管理を受けていることを必須とする。受託者は、岡山市が提出を求めた場合は、書面にて関係書類を提出すること。

12. その他

- 本仕様書、契約書に定めのない事項については、岡山市と随時協議すること。
- 業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記されたものを除き、原則として受託者の負担とする。
- 受託者は、結果等の記録の漏洩を防止するとともに、実務担当者には守秘義務を課す等、関係法令の遵守に加え、個人情報の保護に関する法律にしたがって必要な個人情報保護対策を講じるものとする。また、個人情報の保護に関する法律に基づく「個人情報の取扱委託に関する覚書」を契約書の作成にあわせて締結すること。
- 実施にあたり生じた問題については、遅延なく岡山市へ報告すること。
- 業務の一部を再委託するときは、相手方の名称その他必要な事項をあらかじめ岡山市に対して通知すること。